

熊本県知事 蒲島郁夫様

2014年2月13日

ダムによらない治水・利水を考える県議の会

平野みどり・松岡徹・鬼海洋一・岩中伸司・西聖一・

水利使用許可「支障なし」との見解を撤回し、

あらためて流域住民などの意見・要望を直接聞き、実情をつかみ、「水利使用許可の判断基準」に照らし「瀬戸石ダムは撤去が妥当」の表明を

1、昨日（2014年2月12日）、瀬戸石ダムについて示された「当該水利使用の更新を許可されることについては、支障はありません」との見解は適切ではなく撤回を求めます。

瀬戸石ダムについては、堆積土砂による水位上昇による浸水被害、ヘドロ悪臭被害、アオコ・赤潮の発生などの水質汚濁、海域への土砂供給阻害、鮎などの移動生息阻害など、様々な被害が指摘されています。

加えて、想定以上の洪水によるダム崩壊の危険性、コンクリート劣化等、構造物の老朽化によるダム崩壊の危険などへの不安も高まり、「重大事故が起きたらだれが責任を負うのか」との声も広がっています。

こうした状況については、知事の「附帯意見」および、その説明会見の際のペーパー「瀬戸石ダム 知事表明」の4、「（電源開発（株）および国に求めること）で、知事自ら認めており、瀬戸石ダムの水利使用は「支障なし」ではなく、「支障あり」とすべきです。

2、単純更新について

①知事の見解は、今回の許可申請が、「期限の更新のみ」の「単純更新」としてなされたもので、国土交通省がそれを認め、河川法第36条の規定に基づき意見照会がなされたことに対して、「支障なし」というものです。

水利使用の許可期間の意味は、期限の到来によって当然に権利が消滅するものではなく、期限前に更新の許可の申請があれば、その権利を消滅させることを必要とする公益上の理由がない限り、これを許可しなければならないと考えられており、一定の期間ごとに許可の条件について、公益上の観点から再検討し、又、権利の遊休化を排除する等の機会を河川管理者に与えるものであると解されています（河川法第75条"河川管理者の監督処分"）。

しかし瀬戸石ダムの更新申請に対して国交省は、電源開発の「単純更新」との申請をそのまま受け入れ、"許可が妥当"としています。

こうした対応は、再度更新期間の20年が経過すれば同様に許可されることにもなり、瀬戸石ダムは未来永劫継続することになります。

②解説・河川管理施設等構造令によれば、「洪水、高潮等による災害の発生を未然に防止することは、河川法本来の目的であり、現に存する河川管理施設等の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すとともに、構造令に規定する基準に著しく適合しないものについて改良工事又は応急措置を計画的に推進することによりできるだけ構造令に適合する施設に改築することは、河川行政本来の姿である」としています。この趣旨に照らせば、一旦許可されたものの、設置後の自然的条件や社会状況の変化に伴って著しい支障の恐れが生じた場合、その一つ一つに対して丁寧な検証と必要な是正の指導があつてしかるべきです。

しかし、今回の水利権更新申請に際しての国土交通省の対には、は、そうした形跡は全く見られずなく、住民の安全・安心、生命・財産を守るべき河川管理者として、「行政の不作为に等しい」と指摘せざるをえません。

こうした国土交通省の態度に「支障なし」と追従することは、大きな禍根となるもので、直ちにあらためるべきです。

③裁判所が示した事例

*【事件名】水利使用許可処分取消請求事件。【裁判年月日】平成7年1月30日 名古屋地方裁判所

「法は、23条、24条に基づく水利使用許可処分を行う要件、基準については、明示的に定めていない。しかし、法1条は、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする」と、法の目的を定めているのであるから、法23条、24条に基づく水利使用許可処分も、この法の目的に準拠して行われなければならない。また、法は、13条1項において、河川に設置される工作物は、安全な構造のものでなければならないと定め、同条2項に基づき河川管理施設等構造令が、その技術的基準を定めている。さらに、法は、44条以下にダムに関する特則を置き、44条1項において、ダムの設置者は、ダムの設置による洪水災害の発生を防止するため、河川管理者の指示に従い、必要な措置をとらなければならない旨を定め、同条2項に基づき河川法施行令24条は、右の河川管理者の指示の基準を定めて

いる。そして、これらの法律、政令等に違反する行為があった場合には、河川管理者は、与えた許可を取り消したり、行為の中止、原状回復等を命ずることができる（法75条）。これらの法の規定からすると、河川管理者が、法23条、24条に基づく水利使用許可処分をするに当たっては、単に流量その他の河川の状況に照らして当該水利利用が成立し得るかかどうかというだけでなく、流水や土地を利用し、また、ダムを設置するなどして行われる当該事業がどのようなものであるか、それによって洪水等の災害の発生のおそれがないかということも考慮しなければならないというべきである。」

この判例からも、国交省の「単純更新」申請容認は不当なものです。

*多摩川水害訴訟では、「河川管理者が災害当時、事前に災害発生の危険を予測することが可能であったか」「本件災害を回避するために事前に適切な防災措置を講じることが可能であったか」ということが争点でした。国の管理に「瑕疵があったのかどうか」、堤防決壊は「天災なのか人災なのか」が問われた裁判でした。裁判の結果、一番は原告の住民が勝訴。二審の控訴審では国が勝訴しました。これを不服として原告側が上告した上告審では二審の判決が破棄差戻しとなり、1992年、差戻し控訴審で住民が勝訴して判決が確定し、多摩川水害は、国の瑕疵責任を認めた「人災」ということになりました。

国交省は「ダムの定期検査と水利権更新は法律上関係ない」と主張していますが、ダムの定期検査では、自ら「堆砂により水害の恐れあり」と繰り返し（10年間で6回）指摘しているながら、その原因となっている「水利使用」は「単純更新」とは自己矛盾も甚だしいと指摘せざるをえません。

住民の生命と財産を守るべき河川管理者としての責任が厳しく問われており、こうした無責任な国交省への追従は、県政に重大な汚点となるものです。

3、「水利使用許可の判断基準」は、「流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等は、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものである必要があります」としています。

この「判断基準」に照らして、「治水」「環境」「漁業」などの「公益上の支障」を事実立脚して検証し、判断されることをあらためて求めます。